自治労・団体生命共済の抜本改正（組織討議・制度骨格案）

に対する意見集約

記入日　2020 年 12 月 9 日

県本部　　福島　　記入者名前　　坂内　孝浩

1. 全員加入により生涯に渡り組合員と家族を助けあう制度とする基本的考え方について

①-a 将来を担う若年層組合員の加入率を上げることは、喫緊の課題であり、グループ保険に対抗しうる掛金水準への見直しにより全員加入を目指すことについては、一定の理解はできる。

①-b しかし、全員加入を目指すときに、単組役職員の推進スキルの向上が不可欠であることから、単組役職員向けのテキストや、組合員向けの分かりやすい資料の作成、さらに県本部主催による学習会・説明会等への講師派遣などをお願いしたい。

2. 男女別・年齢群団別掛金体系への変更について
（若年層・女性の加入促進と、事業の健全性・持続性の強化のために）

①-a 男女別・年齢群団別掛金体系への変更は、制度の公平性・健全性・持続性の確保のためには、やむを得ないものであり、一定の理解はできる。

①-b 改正により現在の掛金が具体的にどう変わるのか、単組が組合員の疑問に答えられるような（各県の選択予定項目を選択できる事前説明用のエクセルによる）単組配付用シミュレーションファイルを早急に提供願いたい。

①-c また、単組事務負荷が増すことは明らかであることから、負担軽減となるよう、例月での掛金の集計方法の簡素化や、報告簡略化などの具体的対応策を早期に提示願いたい。

3. 掛金引き上げの抑制策としての経過措置について

①-a 県本部の第二次意見において「５年程度の期間設定による激変緩和措置」を求めてきたところであり、制度骨格案の「経過掛金（経過期間３年）」はこれに相当するもので、一定の評価ができる。

①-b しかし、経過掛金の導入により、経過期間中、毎年組合員全員の掛金が変わることになり単組事務負荷は更に増すことになる。今後、各県本部・各単組の意見を採り入れながら、更なる事務負荷軽減策を早急に提示願いたい。

①-c また、経過措置最終年度の掛金変動が大きすぎる。初年度の掛金をもう少し高めに設定する、もしくは経過期間を５年に延長する等、最終年度の掛金変動を抑える検討を願いたい。

②-a 県本部の第二次意見において「高年層型の最低保障額について 300 万円型・400 万円型」を求めてきたところであり、制度骨格案で「400 万円型」の設定がなされたことは、一定の評価ができる。

②-b しかし、今後、組合員に対する丁寧な説明を行ったとしても、全員が出席する訳で

もなく、経過措置期間中に改めて制度を知り、「型下げ」を求める組合員も出てくるものと思われる。これらの組合員の救済措置として例月による型下げを認めるべきと考える。

③-a 制度骨格案で事務負荷軽減策について「申込受付事務」「掛金収納事務」「自治労・退職者団体生命共済に関わる事務」に整理し、記載されていることについては、一定の評価ができる。

③-b しかし、経過掛金の導入により、更に単組事務負荷が増すことになるため、今後、各県本部・各単組の意見を採り入れながら、更なる事務負荷軽減策を早急に提示願いたい。

③-c 単組事務負荷軽減策に関し、組合員が掛金試算を行えるホームページ作成にあたっては、携帯（スマホ）対応のシステムとすること。また、制度改正に伴う継続加入申込書については、経過期間中の掛金の変遷について把握できるように記載すること。

4.自治労・退職者団体生命共済の新設による生涯に渡る保障体系の構築について
（現行の退職後共済や全労済・退職者団生に比して、掛金の引下げと保障を充実）

① 制度新設への移行により、実際に、通算した掛金のメリットがどの程度あるのか、単組が組合員の疑問に答えられるような、単組配付用シミュレーション（エクセル）ファイルを早急に提供願いたい。

② 掛金の払込方法については、月払いや、長期共済の積立金や退職金を利用した一括払いの検討を願いたい。

5.医療保障の充実（がん保障特約の拡充・付帯選択や先進医療特約の付帯）について

① がん保障特約の拡充・付帯選択や先進医療特約の付帯については、組合員からの要望もあり、一定の評価ができる。

②-a 本県においては、現行一律 20 万円のがん保障を付帯している。51 歳以降の掛金上昇を抑制するために、50 倍（20 万円～80 万円、４年間）の設定がなされたことは、評価できる。

②-b ただし、その選択方法は、「組合員本人が改正初年度１回限り選択可能」となっている。今後、組合員に対する丁寧な説明を行ったとしても、全員が出席する訳でもなく、経過措置期間中に改めて制度を知り、切り替えを求める組合員も出てくるものと思われる。これらの組合員の救済措置を講ずるべきと考える。

6.全国統一メニュー体系の実現について

① 全国統一メニュー体系の実現により、パンフレットの印刷やシステム開発等にかかる経費が削減されることから、一定の理解ができる。

7.制度実施時期について

①-a 現在の全国的な加入状況等を考慮すれば、今回の改正（実施）時期については、やむを得ないものと判断する。

①-b 今後の推進方針案、パンフレット案に関する情報提供については、できるだけ早期に、十分な検討の時間が確保できるように対応すること。また、改正後のシステム導

入についても、できるだけ早期に導入し、十分な研修期間を確保すること。

8.その他、今後のじちろう共済の加入拡大に向けたご意見など

① シンプルな制度設計を

複雑な「じちろう共済の制度」（特に退職後共済）を理解することが困難であるため、これが執行部による取り組みの「足かせ」となっているのではないかと思われる。「Simple is Best」という考え方で、執行部が理解し、説明しやすい制度設計を行うことも必要ではないか。

② 住まいる共済の制度改正（改善）要望

東日本大震災以降、地震が頻発する状況の中で、地震による損壊・火災に伴う保障を重視する傾向がある。住まいる共済の地震等共済金の限度額は、大型タイプで 1,800 万円、標準タイプで 1,200 万円であり、生活再建に十分な保障額とはなっていない。

また、ネット等で簡単に他保険と比較できる環境となってきており、（他保険と比較し）保障額が少ないこと、耐震等級割引（注）や（火災保険の）長期契約割引（最大 20%程度割引）等がないことから民間に流れている現状がある。

さらには、民間においても複合的保険があることから、住まいる共済の解約が団体生命共済を含めセット共済全体の解約に繋がってしまっている現状もある。

以上により早急な制度改正（改善）を要望したい。

（注）例「東京海上日動地震保険」
耐震等級割引率　最大（3 等級）50%

③ こども保障満期金付タイプの改善要望

現行制度では、「団体生命共済」子ども契約があることが加入要件となっているが、こども保障にも死亡保障が付帯されており、制度が重複している。また、こども保障の利率が悪い（注）ことから、ネットで他保険と比較し、民間に流れる現状がある。加入要件の緩和、保障内容の整理、入学準備金に特化した制度への改正等を要望したい。

（注）例「明治安田生命つみたて学資」の利率
（明治安田生命ＨＰより転載）

		受取総額	
		300 万円	200 万円
保険料払込期間	10 歳まで	105.8%	104.8%
	15 歳まで	104.3%	102.9%
	加入時一括払込	109.0%	108.0%

※こども保障満期金付タイプの場合（受取総額）
50 万円型・100 万円型とも最大で「101.8%」

④ 単組（退職予定者）への移行関連資料の一括送付について

現行では、共済本部から単組へ 11・12 月（時期は県支部で選択可能）に関連資料が送付され、全労済からは 1 月頃（注）に住まいる共済・退職者団体生命共済関連資料が

送付されている。制度改正後は、自治労・退職者団体生命共済となるので、単組事務負荷軽減の意味からも単組への関連資料（住まいる共済等を含む）については、自治労共済からの一括送付とすべき。

（注）全労済推進本部へは、11 月下旬に書類が届き、その後の事務処理の関係で 1 月頃の単組への送付となっている。「事務処理の関係」とは、長期共済加入者の多くは、年金給付を選択し、生命保障は全労済退職者団体生命共済への移行を希望する組合員が多い。この申込書を全労済推進本部において出力し、同封していることによるもの。

⑤ 封筒の有効活用について

退職予定者への封書、継続募集の封書も同様であるが、開封しないまま、机上に放置、または焼却処分する組合員もいる。受け取った段階で、その内容の把握と共に「重要書類」と認識できるように、封筒に一目で分かるような工夫が必要と感じる（共済マンの記載など不要）。

併せて、封筒作成上の規制（広報宣伝課）を緩和し、各県支部が創意工夫を凝らして作成（封筒を宣伝媒体として有効利用）できるように願いたい。

⑥ 死亡共済金受取人指定については、随時申請できることとなっているものの、申請漏れにより混乱が生じた経過がある。継続申込時のパンフレット等に共済金受取順を記載すなど、手続きについて周知できるように工夫すること。また、健康告知違反となる件数を減らすために、申込時における健康告知のフローチャートに、その重要性を追記する等、後々問題が生じないように工夫すること。

以　上